

全国健康関係主管課長会議資料

平成30年2月21日(水)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
難病対策課
移植医療対策推進室

— 目 次 —

1. 臓器移植対策について	
(1) 臓器移植の現状及び広報・普及啓発について	1
(2) 院内体制整備支援事業について	5
2. 造血幹細胞移植対策について	
(1) 骨髄ドナー登録者増加に向けて	7
(2) 臍帯血プライベートバンクからの流出事案について	13
3. その他連絡事項	17

1. 臓器移植対策について

(1) 臓器移植の現状及び広報・普及啓発について

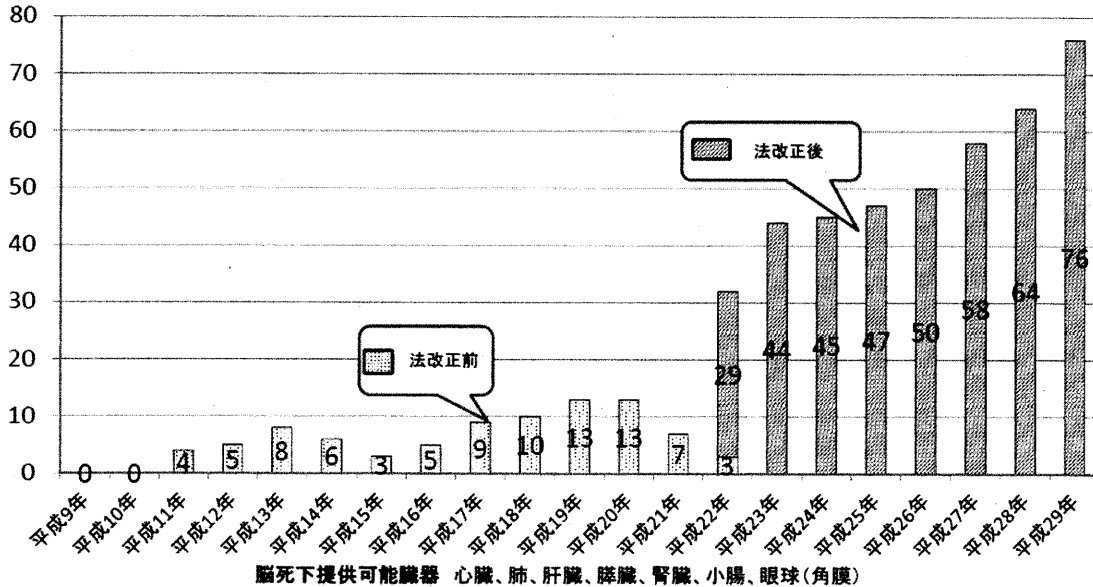
平成9年の臓器移植法施行から増減を繰り返していた脳死下での臓器提供者数も、平成22年の法改正以降件数が増え続け、平成29年は年間76例となっている。一方で、平成29年12月末現在の移植希望者は、14,002人となっており、提供数が移植を必要とする数より少ない状況である。

なお、脳死下での臓器提供については平成9年の臓器移植法施行から昨年末時点で499例行われている。

上記のような状況であるが、本人の臓器提供の意思を尊重するためには、家族にその意思を共有しておくことが重要であり、これまでの取り組みに加えて、家族などと話し合う機会を増加させることを目的とした普及啓発にも取り組んでいく必要がある。

○ 平成9年10月の法施行後、増減を繰り返していた脳死下での臓器提供事例については、平成22年7月の改正法施行後は毎年増加しており、平成29年においても対前年比で増加しているものの、年間提供者数は現在も十分とは言えない状況である。

脳死下臓器提供者数の推移



○「臓器移植」に関する課題と対応方針

【現状】

脳死下臓器提供件数は増加しているものの、移植希望者数には届かない状況

(移植希望者数)
14,002人
(平成29年12月末現在)

(脳死下臓器提供件数)
平成29年 76件

【課題】

・移植医療についての国民の理解は、深まっているか

・国民一人ひとりの意思表示が尊重されるよう、家族に伝わっているか

・国民一人ひとりの「提供したい」意思が、尊重される体制が整っているか

【対策の方向性】

○ 命の大切さを考える中で意思表示について具体的に考え、家族などと話し合う機会を増加させることを目的とした普及・啓発に取り組んでいく

○ 体制整備の支障となりうる要因について、提供施設側、移植施設側それぞれの課題を検討、解決するために調査・研究を実施し、その結果に基づく対応の検討・実施に取り組む

各都道府県等におかれては、移植医療に関する広報・普及啓発について各種の活動にご尽力いただいているが、引き続き、運転免許証の更新時や管轄下の医療保険者における被保険者証のカード化・被保険者証の更新時、マイナンバーカードの交付等、あらゆる機会をとらえ、関係機関・団体の協力を得ながら、臓器提供に関する意思表示の普及について一層のご尽力をお願いしたい。

都道府県内での普及啓発事業の実施については、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（JOT）が実施する地域支援事業なども活用しながら、普及啓発事業の実施など、一層の普及啓発へのご協力をお願いしたい。

また、厚生労働省においては、移植医療に関する認識と理解を深めていただくことを目的として、中学3年生向けのパンフレットを作成し、全国の中学校へ配布している。これに併せ、JOTにおいては、教員向け資料の配付や平成30年度には授業で移植医療を取り上げて頂くための教員向けセミナーの開催を予定しているため、各都道府県等におかれては、教育委員会とも連携して、教育現場で活用できる教材やセミナーの開催についての情報提供や普及啓発への取り組みをお願いしたい。

※【臓器移植ネットワークの教材紹介ページ】

<http://www.jotnw.or.jp/studying/>

国民の理解をより深めるために

臓器移植に関心がある	56.4%	「意思表示している」	12.7%
運転免許証裏面の意思表示欄を知っている	50.0%	「家族が意思表示している場合その意思を尊重する」	87.4%

(出典)H29内閣府世論調査

「臓器移植」について、一定の関心・認知度はあるが、
意思表示を促すための取組が必要

これまでの取組

1. 意思表示カード等を活用した普及・啓発
2. 臓器移植普及推進月間におけるイベントの実施
3. 中学生向けの啓発パンフレットの作成、中学校への配布(約165万部)

現在の取組

1. 高等学校保健体育の教科書に、臓器移植の記述を掲載(H29.4~)
2. 小児作業班において、中学校で臓器移植を取り上げている先生からヒアリング(H29.8.2)

今後の取組

1. 運転免許証、保険証、マイナンバーカード意思表示欄の更なる周知
→ 運転免許証への記載率の実数調査
2. 中学生向け啓発パンフレットの授業実態に合わせた改訂
3. 臓器移植を授業で取り上げるための教員向けセミナーの開催

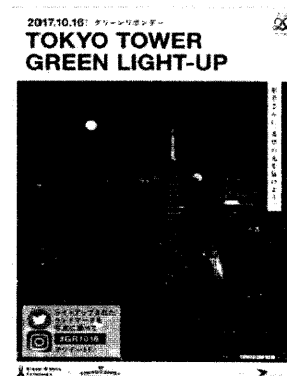
臓器移植普及推進月間(毎年10月)の取り組み

○「グリーンリボンキャンペーン」の実施

- ・東京タワーをグリーンにライトアップ(平成29年10月16日(日))
- ・東京メトロの協力による地下鉄駅構内のポスター掲示(10月中)
- ・臓器提供をテーマにした映画『緑色音楽』の制作(出演:村上虹郎、オダギリジョー他)

○各都道府県の活動

- ・臓器移植推進国民大会:平成29年10月15日(日) 東京都
主催:厚労省、臓器移植ネットワーク他 ※平成30年は10月7日(日)京都府で開催予定
- ・全国でグリーンライトアップ
横浜マリンタワー(神奈川県)、名古屋テレビ塔(愛知県)、太陽の塔(大阪府)、新山口駅(山口県)、高松シンボルタワー(香川県)、宮崎県庁(宮崎県) 他
- ・市民公開講座の開催、新聞、ラジオ、テレビ等による広報



東京タワーのライトアップに向けたPR

年間を通じた取り組み

臓器提供の意思表示について考えるきっかけとして、次のような取組を実施。

- 中学生向けの啓発のためのパンフレットの作成、中学校への配布
- 警察庁、総務省、健康保険所管部局に対し運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等配布時に意思表示に関するリーフレットの配布、意思表示欄の周知依頼。



リーフレット



中学生向けパンフレット

(2) 院内体制整備支援事業について

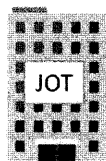
平成 23 年度から JOT の事業として、臓器提供施設の体制整備を目的とした院内体制整備支援事業を実施しており、平成 28 年度に臓器提供施設が利用しやすくするため、施設の現状に合わせた支援を受けられるよう事業内容を改正してから、参加する施設が大きく増加している。臓器提供の意思表示が尊重されるためには、臓器提供施設の体制整備が不可欠であることから、各都道府県におかれては、管内の医療施設に対し、本事業について有効に活用していただくよう働きかけていただくとともに、地域における臓器移植に関するあっせん体制の整備にご協力をお願いしたい。

院内体制整備支援事業

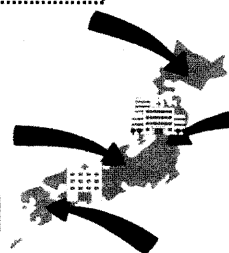
事業の種類	Aプラン	Bプラン	Cプラン
対象施設	脳死判定 全くなし	脳死判定の準備が整っているor一部に不足有り	心停止・脳死下臓器提供の経験有り
H29年度 実施施設数	7施設	40施設	38施設
事業完了時 目標	選択肢呈示・意思表示確認ができる体制整備	申し出があった時に臓器提供可能な体制整備	常に選択肢呈示、臓器提供可能な状態を維持

支援内容

○各実施施設の現状に応じ、以下の支援を実施
 院内各種委員会の設置指導、マニュアル整備、外部講師の紹介、
 脳死判定のシミュレーション、研修会の開催等



JOTコーディネーター、都道府県コーディネーターが各施設への支援を実施



過去実施施設数

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
17	16	17	66	85

2. 造血幹細胞移植対策について

(1) 骨髄ドナー登録者増加に向けて

造血幹細胞移植の主な課題は、骨髄などの善意のドナーの継続的な協力の確保である。

各都道府県等にご協力いただいたこともあり、平成28年度のドナー新規登録者数は3年ぶりに3万人を上回り、現在、約48万人の方々に骨髄ドナー登録いただいている。

一方で、現在の登録者のうち、最も多い年齢層は44歳の方であり、10年前と比べてドナーの高年齢化が進んでいる状況と認識している。また、ドナー可能年齢は54歳までであること、年齢が上がると健康上の理由でコーディネート終了となる割合が増えていることから、若年層に対して働きかけを進めることが極めて重要であると考える。

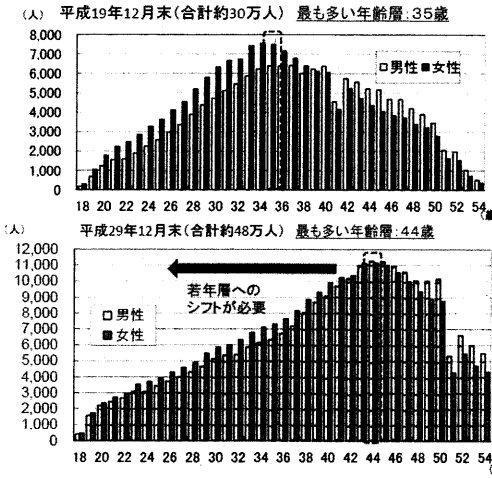
骨髄バンクドナー登録者数の推移

○各都道府県等にご協力いただいたこともあり、平成28年度のドナー新規登録者数は3年ぶりに3万人を上回っている。

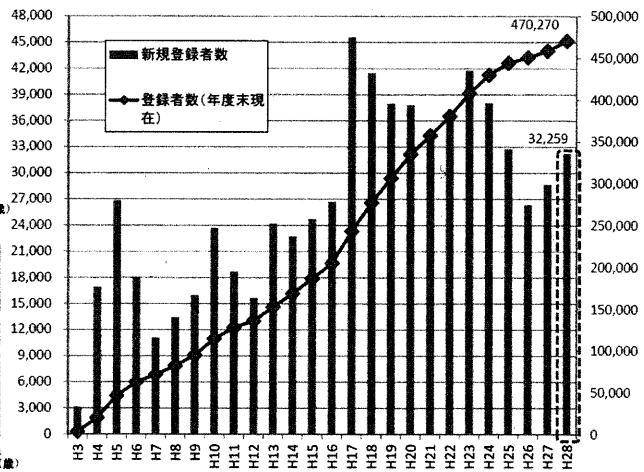
○骨髄移植(末梢血幹細胞移植)のドナー登録者は増加しているが、年齢層をみると、高齢化の傾向が顕著である。

⇒ 今後は、実際にドナーとなりうる可能性が高い若年層に対して働きかけを進めることが極めて重要。

年齢別ドナー登録者数の推移

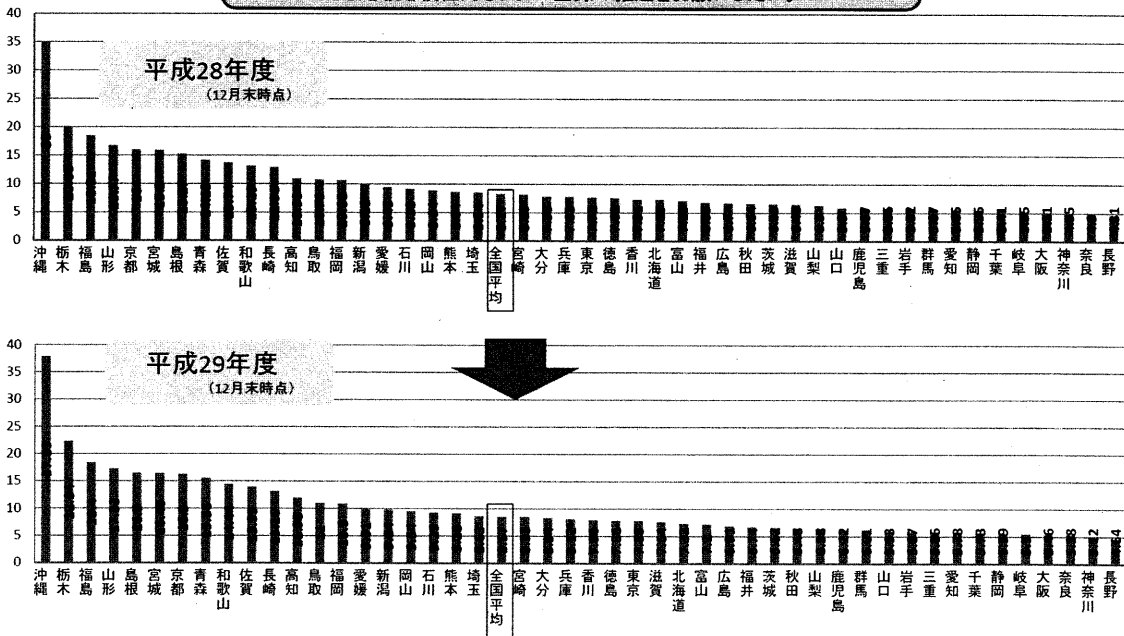


骨髄バンクドナー登録者の推移



都道府県別対象人口1,000人あたりにおけるドナー登録者数～昨年度との比較～

全国平均値は平成28年度を上回っているが、依然、各都道府県においてばらつきがある。引き続き積極的なドナー登録の推進をお願いしたい。



各都道府県等におかれては、これまで、保健所を通じた骨髄ドナーの登録、骨髄バンク推進月間を中心とした普及啓発活動などを行っていたが、献血事業等との連携を図りつつ、（公財）日本骨髄バンク、造血幹細胞提供支援機関である日本赤十字社地域のボランティア団体や関係者からなる連絡協議会等と協力するとともに、次ページ以降に骨髄バンク推進月間における各自治体の取組事例をまとめたので参考にさせていただき、より効果的な普及啓発や骨髄ドナー募集への取り組みをお願いしたい。

なお、都道府県に対しては「骨髄提供者登録受付業務費」として保健所でのドナー登録に必要な費用を交付税措置しており、ぜひ積極的な活動をお願いしたい。

効果的な普及啓発及び骨髄等提供希望者の募集・登録の考え方

- 各都道府県等においては、現在、
 - ・保健所を通じたドナー登録
 - ・骨髄バンク推進月間(10月)を中心とした普及啓発活動
 - ・自治体、ボランティア、医師など関係団体からなる連絡協議会を組織しての情報や意見の交換などを行っているところ。
- 効果的な普及啓発を行うためには、骨髄バンク推進連絡協議会等も活用し、(公財)日本骨髄バンク、日本赤十字社(※)やボランティア団体等との連携を強化することが極めて重要。

→ 献血事業との連携(献血並行型ドナー登録会)など、骨髄等提供希望者の募集や提供希望者登録事業においては、(公財)日本骨髄バンク、日本赤十字社及びボランティア団体等との協力が不可欠であり、各都道府県等の積極的な関与をお願いするとともにこれまでの取り組み事例等も参考に、効果的な普及啓発や積極的な骨髄等提供希望者の募集及び登録の推進をお願いしたい。

※ 平成26年1月に「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が全面施行。
同法では、地方公共団体における関係者との連携・協力、普及啓発の推進等について規定されている。(法律第5条及び第8条)

※ 日本赤十字社が指定を受けた「造血幹細胞提供支援機関」の業務として「普及啓発」が掲げられている。(法律第45条第4号)

骨髄バンク推進月間における取組事例

1. テレビ・ラジオ・広報誌等による広報

テレビ・ラジオ・広報誌・HPの他に、庁舎に設置された電光掲示板の利用、メールマガジンや各自治体のツイッターやフェイスブック等のSNSの利用が増加

愛媛県 (HP掲載) **愛媛県 (HP掲載)**

10月は「骨髄バンク推進月間」です

10月の骨髄バンク推進月間にあわせて、「愛媛県骨髄バンク推進月間実施要綱」を作成し、関係者や関係団体、団体の協力を得て、骨髄バンク等に関する正しい知識を普及啓発するとともに、一人でも多くの方に骨髄等提供希望者として登録いただけるよう活動しています。

● 全国10自治体共同実施「10月骨髄バンク推進月間実施要綱」(PDF: 100KB)

● 愛媛県骨髄バンク推進月間実施要綱 (PDF: 100KB)

あなたを待っている人がいますー骨髄バンクに登録せー

毎年、約6000人の方が、突然、白血病などの血液病にかかっています。
7割以上が中高年層の男性(平均年齢は約60歳)といわれていますが、骨髄移植等以外に治療方法がない、白血病や悪性リンパ腫などの血液病は命がけの治療が必要です。
年齢差を6000人のうち、約2000人が骨髄バンクを利用した骨髄移植の恩恵を受けています。
骨髄移植が成功する場合には、患者さんと骨髄提供希望者(ドナー)の白血球の型(HLA型)一致が必要となります。
血液型にHLA型の適合がない場合、骨髄バンクに登録後、HLA型が一致する候補がドナーからの骨髄提供を受ける必要があります。
しかし、HLA型一致候補が見つからない場合には、本人では骨髄提供ができません。ですが、多くの患者さんが骨髄移植を受けられています。

全国の骨髄バンクのドナー登録者は47万人を超えましたが、骨髄は47万人が1人の患者さんには足りません。
なお、骨髄バンクのドナー登録には、16歳から54歳までの年齢制限があり、適合のドナー登録者の多くは、40代以上のため、毎年、多くの方が骨髄移植を受けられない状態にあります。
そのため、一人でも多くの患者さんを救うには、骨髄も一人でも多くのドナー登録をお願いします。ドナー登録は、20分の1日の休めで済みます。

骨髄バンクは骨髄バンク推進月間(10月)に開催していますので、10月限りで募集するの機会があります。登録したい方は、骨髄バンク推進月間(10月)にぜひ登録をお願いします。

僕が卒業しても、



長浜市(フェイスブック)

Facebookページ **ながはまし けんけつ**

10月は骨髄バンク推進月間です。
白血病や悪性リンパ腫などの病気は、骨髄移植や造血幹細胞移植という治療法で治すことができます。しかし、この治療法には提供希望者(ドナー)が必要ですが、まだ不足しているため、骨髄を受けられない患者さんがいます。
一人でも多くの骨髄提供をいただくことで、一人でも多くのドナー登録が必要です。
この機会にぜひ骨髄提供をためていただき、ご協力をお願いします。

公益財団法人 日本骨髄バンク <http://www.mdb.or.jp>

2. ポスター・パンフレット等の配布先

【主な配布・掲載先】

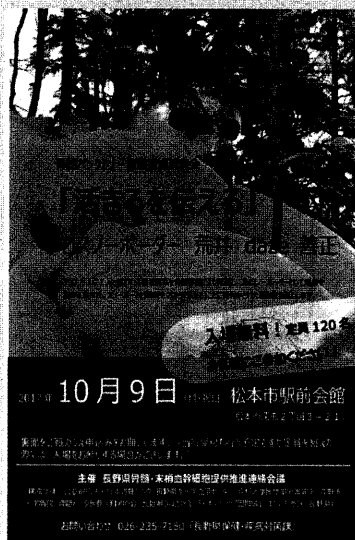
市役所や保健所等の庁舎、図書館等の保有施設
 高校、専門学校、大学等の教育機関
 関係団体(医師会、交通安全協会、青年会議所、商工会議所等)
 医療機関、交通機関、金融機関、報道機関
 スーパー、コンビニエンスストア等の協力企業・店舗
 成人式等のイベント会場、ドナー登録会、街頭活動等

【その他グッズ】

ティッシュ、うちわ、メッセージカード、絆創膏、花の種類
 メモ帳、附箋、クリアファイル、ボールペン、マーカー

3. シンポジウム等

- 一般市民向け又は関係機関等向けの講座や講演会の開催(複数自治体)
- 地元をホームとしたサッカークラブ協力のもと、試合会場やHP上での広報(京都府)
- 街頭キャンペーン、パネル展等の実施(複数自治体)
- ドナー登録説明員の募集(複数自治体)



骨髄バンクボランティア 「ドナー登録説明員」の募集

骨髄バンクや骨髄移植推進財団は、白血病や再生不良性貧血など治療が困難な血液の病気
 の救済に活動していますが、患者さんの治療に貢献する健康な人からの骨髄提供の需要が不
 足です。一人でも多くの骨髄提供を希望する患者さんを取りたいには、一人でも多くの
 ドナー登録が必要です。

活動内容：患者、患者の家族による骨髄提供の相談、骨髄バンクドナー登録会を開催していま
 すが、『ドナー登録説明員』(説明員)が不足しており、今後、ドナー登録が十分に
 行えない状況が懸念されます。

そこで、貴地区、ドナー登録会や希望者に対して登録の説明を行っているドナー登録員を
 募集します。

なお、説明員として活動する際、事前に研修を受講いただきますので、医療に関する特
 定の知識は必要ありません。

説明員の活動

- (1) 骨髄バンクドナー登録会を開催する自治体地域のホスピタリティ、宣伝、イベント
 実施、販売イベント等
- (2) 活動内容
 ドナー登録会でのドナー登録希望者に対する説明
- (3) その他
 説明員としての活動は、地域から説明員に個人、日本骨髄バンクで「ボランティア説明員」
 と加入します。なお、自治体単位で登録し、活動を行います。
- (4) 活動期間、活動期間の長さ
 活動期間は、説明員がドナー登録会を開催する骨髄バンクドナー登録会
 の活動期間に合わせ、日本骨髄バンクの活動員・説明員として活動し、必要
 に応じて活動期間を延長し、活動期間を長く継続して活動することができます。

応募対象 骨髄バンクに居住している18歳以上の方で、説明員募集委員会に加盟できる方

説明員養成講座

- (1) 開催日時 平成29年11月(土)14時～16時(18時)～17時(18時)30分まで
- (2) 開催場所 骨髄バンク本部2階 大会場
 (会場は変更する予定です)

※研修費用は、自治体単位で負担。説明員登録手数料を別途、説明員として材料
 費(パンフレット)を別途負担。費用は研修終了後、説明員登録完了後、説明員として材料
 費(パンフレット)を別途負担。費用は研修終了後、説明員登録完了後、説明員として材料

募集人数 20名程度
応募方法 骨髄バンク本部に説明員募集申込書の上、FAX、メール、郵送にてお送りください
申込期限 平成29年11月17日(金)

問合せ先 骨髄バンク本部 事務局 事務局 事務局
 〒780-0870 松山市 徳島町4-4-2
 電話：089-924-2201 FAX：089-924-2260
 E-mail: info@jbb.or.jp

骨髄バンクボランティア 参加者募集

「骨髄ドナー登録説明員養成講座」

この講座は、骨髄バンク本部が主催する、骨髄バンクドナー登録説明員養成講座です。骨髄バンクドナー登録説明員は、骨髄バンクドナー登録会を開催する自治体地域のホスピタリティ、宣伝、イベント実施、販売イベント等を行います。説明員としての活動は、地域から説明員に個人、日本骨髄バンクで「ボランティア説明員」と加入します。なお、自治体単位で登録し、活動を行います。

日時 平成29年10月6日(金) 9:30～12:00
場所 骨髄バンク本部2階大会場(松山市与志1-4-1)
定員 15名以内 **申込期間** 9月20日～

内容 ①骨髄バンクドナー登録説明員養成講座
 ②骨髄バンクドナー登録説明員養成講座
 ③骨髄バンクドナー登録説明員養成講座

対象 骨髄バンク本部に居住する18歳以上の方で、骨髄バンクドナー登録説明員として活動できる方
申込 下記まで電話、FAX、メールにて
会場 骨髄バンク本部 事務局 事務局 事務局
電話：089-924-2201 FAX：089-924-2260 mail: info@jbb.or.jp
申込費：10/2(月) 必要
主催：骨髄バンク本部 共催：骨髄バンク本部 共催：骨髄バンク本部

説明員の活動
 ※県内各地の自治体単位で、ドナー登録説明員として、骨髄バンクドナー登録説明員の活動を行う。
 ※活動場所、時期については、骨髄バンク本部に相談してください。
 ※指定された説明員としての活動には、日本骨髄バンクの活動員(1日2千円)・
 交通費(1日2千円)がかかります。

申込書

お名前： _____
 氏名： _____ 生年月日： _____ 年 月 日 _____
 住所： _____
 電話番号： _____ 携帯： _____
 E-mail： _____

骨髄バンクのデータ・登録会・講演会・広報資材に関する
お問い合わせ

- **骨髄バンクに関するデータがほしい**
 - ・ドナー支援制度(ドナー助成金制度やドナー特別休暇など)を検討するにあたって、提供者数等のデータがほしい
 - ・資料やチラシ・リーフレットを作成するのでデータが必要
- **ドナー登録会を開催したい**
 - ・ドナー登録会開催方法について知りたい
 - ・説明員の養成研修会を開きたい
 - ・パンフレットやポスター等の広報資材がほしい
- **講演会やイベントを開きたい**
 - ・移植経験者や提供ドナーさんを紹介してほしい
 - ・広報資材(パネルや横断幕、ノボリ等)を借りたい



日本骨髄バンク 広報渉外部

TEL: 03-5280-8111

-参考- 「骨髄バンク普及啓発資材一覧」 http://www.jmdp.or.jp/volunteer/goods_list/



パンフレット「チャンス」 リーフレット「ギフトオブライフ」



ACポスター

日本骨髄バンク

(2) 臍帯血プライベートバンクからの流出事案について

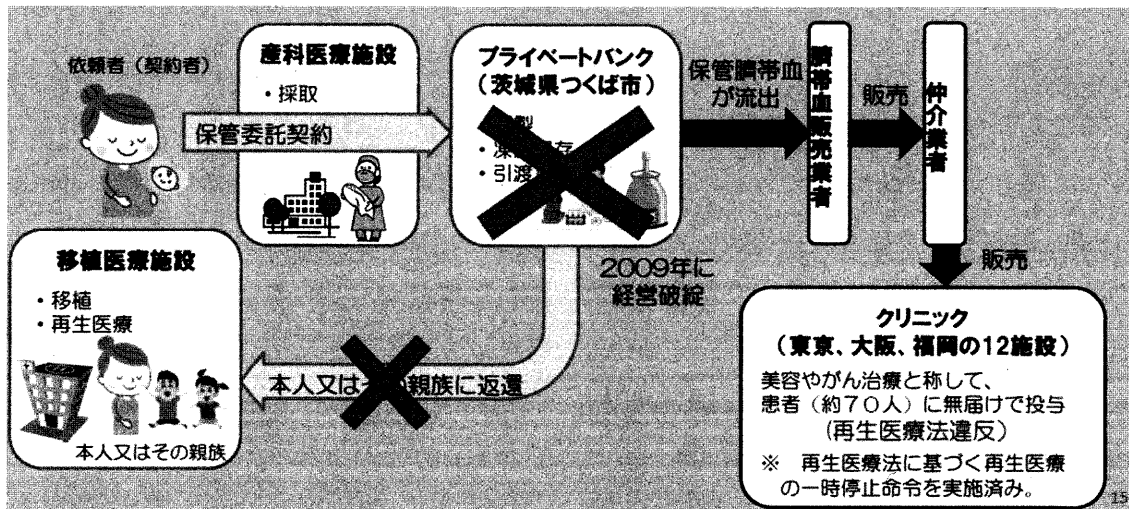
昨年5月初旬に、経営破綻した臍帯血プライベートバンクが保管していた臍帯血が流出し、当該臍帯血を入手した医療機関において、無届の再生医療等の提供が行われていた事案が判明した。これを受けて、厚生労働省において、臍帯血プライベートバンクの業務実態等に関する調査を実施したところ、品質や安全性に関する情報の管理、契約者の意思に基づかない臍帯血の提供の可能性等の課題が明らかになった。本調査を踏まえ、契約者の意に沿わない臍帯血の提供を防ぐとともに、臍帯血を利用した医療が適切に行われるよう、新たに、臍帯血プライベートバンクに対し、業務内容等の国への届出を求める等の措置を速やかに講じることとした。

今回の臍帯血流出事案について

事案の概要

- 経営破綻したプライベートバンクが採取・保管していた臍帯血が流出。当該臍帯血を入手した業者は、当該臍帯血を医療機関へ販売していた例があった。
- 当該医療機関においては、当該臍帯血を用いて、美容やがん治療と称して、無届で再生医療等を行っていた（※）。

※ 当該医療機関に対しては、既に、再生医療法違反として一時停止命令を実施済み。



＜対応の方向性＞ 今後の行政としての対応 ＜具体的措置＞

- 契約終了後あるいは廃業時の臍帯血の取扱い等について、契約当事者本人が把握できる仕組みを設ける。
- 公衆衛生上の観点から、プライベートバンクの業務内容を把握する仕組みを設ける。
- 契約者の意思に基づかない利用がなされないようにする。
- 必要な情報が契約者（依頼者）や患者に提供され、適切な選択が促されるようにする。
- 継続的に検証し、更なる対策を検討する場を設ける。

通知により、プライベートバンクに対して、業務内容等に関する届出を求め、HP上で開示する。

通知により、望ましい契約書（ひな形）を提示する。契約終了後・廃業時は、①本人への返還、②廃棄を原則とする。

プライベートバンクを経由して、本人以外の臍帯血を用いた再生医療等提供計画の届出がなされた場合には、引き続き、再生医療法に基づき臍帯血の安全性・有効性及び入手元の確認について、厳正に審査する。その際、上記のプライベートバンクからの届出内容や契約書も活用する。

産科医療機関を通じて、契約者に対し、公的バンクによる臍帯血の提供体制について周知を行う。プライベートバンクに対し、契約者への適切な情報提供を求める。

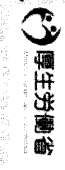
再生医療等に関する情報の適切な提供方法について、有識者の意見を踏まえ、再生医療等評価部会で審議し、公表方法を決定する。

関係部会・委員会に報告の上、再生医療・造血幹細胞移植合同委員会、今回新たに設ける届出等の仕組みについて、その実効性が担保されているか、継続的に検証し、更なる対策を検討する。

望ましい契約書（ひな形）を提示
公的バンクの周知
依頼者（契約者）
産科医療施設
・採取
保管委託契約
プライベートバンク
・調製
・凍結保存
・引渡し
第三者へ提供
廃業
本人又はその親族に返還
届出（見える化）、届出内容のHP公表
（届出項目（案））
・事業者の名称、住所等
・業務内容
・臍帯血の利用目的
・臍帯血の提供範囲
・契約終了後・廃業時の処分方法
・品質管理等に関する情報の管理体制
再生医療・造血幹細胞移植合同委員会、継続的に検証し、更なる対策を検討
引き続き、再生医療計画の届出時に、臍帯血の入手方法等を審査。PBからの届出内容等も活用。
再生医療等に関する情報の適切な提供方法を検討
契約終了後・廃業時は、①本人へ返還、②廃棄を原則。

各都道府県等におかれては、チラシ「赤ちゃんを出産予定のお母さんへ」
(URL:http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/ishoku/dl/saitaiketsu01-1.pdf) 等を活用していただき、公的さい帯血バンクと臍帯血プライベートバンクの違い等について、適切な情報提供が行われるよう、ご協力をお願いしたい。

赤ちゃんを出産予定のお母さんへ



～さい帯血の提供または自己保存の参考にして下さい～

白血病などの血液の病気等(※)の患者さんの治療のために、お母さんから採集して提供してもらった「さい帯血」を保管して、「さい帯血移植」を必要とする患者さんに提供する「公的さい帯血バンク」という仕組みがあります。(※) 骨髄移植が必要な27病種

「さい帯血」とは

赤ちゃんとお母さんを結ぶへその帯をさい帯といわれ、さい帯の細胞の中に含まれる血液を「さい帯血」といいます。さい帯血には、血液を送る細胞(造血幹細胞)がたくさんついているため、白血病などの患者さんの治療に使うことができます。

「さい帯血移植」について

白血病などの血液の病気等で血液を正常に戻れなくなった患者さんに、さい帯血を移植すること(「さい帯血移植」)によって、患者さんの血液を送る力を回復させることができます。さい帯血移植に使うさい帯血は、出産前に、「公的さい帯血バンク」を通じてお母さん達から無償で提供していただきます。

「公的さい帯血バンク」について

移植に使用するさい帯血の検査や調製、保存を行うためには、国が定めた技術や設備の基準を守ることが必要です。現在、基準を満たし国から許可を受けた「公的さい帯血バンク(調剤血供給業者)」が全国にらつあり、10,000本以上のさい帯血が保存されています。この「公的さい帯血バンク」から、患者さんの白血球の型と適合するさい帯血が、90%の確率で見つかるかとされています。

★「公的さい帯血バンク」へのさい帯血の寄付をお考えの方へ

さい帯血は、公的さい帯血バンクで提供している産科医療機関での分娩することとができます。出産直後の産科医療機関で、さい帯血を寄付することとができます。詳しくは以下のURLをご確認ください。

→ さい帯血を提供できる産科医療機関について
<http://www.bmdc.jp/or.jp/general/public/saitai.html#ans>

さい帯血の自己保存をお考えの方へ

上記のように、白血病などの疾患の治療のために移植が必要な患者さんに対して、人助けとして、さい帯血を提供する仕組みについては、「公的さい帯血バンク」が主に存在します。将来お母さんやお子さんか白血病等の疾患になる可能性を心配されて、ご自分でさい帯血を保存する場合には、さい帯血の安全性や、契約終了時にお母さんやお子さんに譲渡されたい場合は慎重にご確認ください。

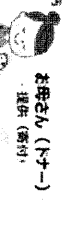
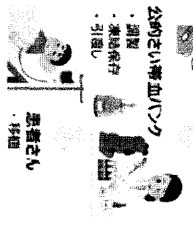
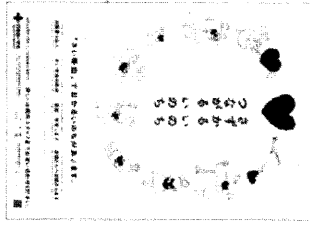


将来に自身やお子さんご自身の何らかの疾患になる可能性、または、現在家系別疾患の疑いがある場合、治療のためにさい帯血を使う可能性を考えて、委託契約を結ぶ、無償でも支払い、さい帯血を保存してもらう事業者を「さい帯血バンク(民間さい帯血バンク)」とします。

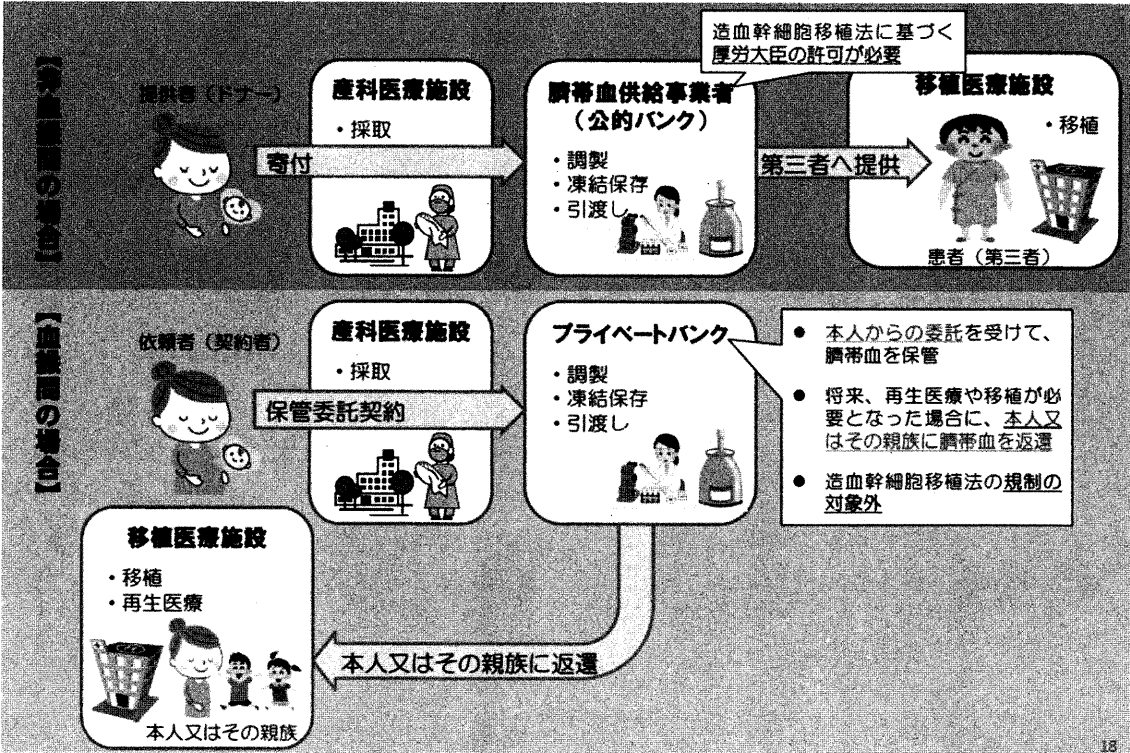
※「さい帯血バンク」は公的さい帯血バンクと異なり、国の許可を得た事業者ではなく、さい帯血の調製・保存などは国が定める基準と同等に行われているとは限りません。

※「さい帯血バンク」への、さい帯血の提供をお考えの方は、どのような契約内容であるか(さい帯血の調製・保存方法や、契約終了時のさい帯血の取扱いや返還の条件)、さい帯血バンクの調剤など、よく説明を受けた上で、慎重にお考えください。

★ 厚生労働省の中心にも情報を掲載していますので、ご参考ください。
http://www.riliv.go.jp/saisei/ritsutei/bunya_kankou_jiyuu_kor_kou_sitaku_saitoketsu.html



公的臍帯血バンクと臍帯血プライベートバンクについて



3. その他連絡事項

移植医療対策推進室 関係行事予定

行 事 名	関 係	期 間	場 所
臓器移植普及推進月間	【主催】 厚生労働省、都道府県、(公社)日本臓器移植ネットワーク 他	平成30年 10月1日～31日	全 国
第20回臓器移植推進 国民大会	【主催】 厚生労働省、開催都道府 県他	平成30年 10月7日(日)	京都府
骨髄バンク推進月間	【主催】 厚生労働省、都道府県、 保健所設置市、特別区、(公財)日本骨髄バンク 他	平成30年 10月1日～31日	全 国

参 考 资 料

目 次

- ・平成 30 年度移植医療対策関係予算（案）の概要・・・・・・・・・・資－ 1
- ・都道府県別の腎臓提供件数と移植件数／移植希望者登録者数・・・・資－ 4
- ・アイバンク別の献眼者数、利用眼数、待機患者数・・・・・・・・・・資－ 5
- ・マイナンバーカードの臓器提供意思表示欄の周知及び
リーフレットの配布について・・・・・・・・・・資－ 6
- ・都道府県別ドナー登録会開催状況等・・・・・・・・・・資－ 8

平成 30 年度移植医療対策関係予算(案) の概要

厚生労働省健康局移植医療対策推進室

平成30年度移植医療対策関係予算（案）の概要

<平成29年度予算額>	<平成30年度予算（案）>	対前年度比
30.1億円	→ 30.6億円	101.4%
<注>他局課計上分を含む		

造血幹細胞移植対策の推進	23億円（22.7億円）
---------------------	---------------------

■ 患者の病気の種類や病状に応じて、3種類の移植術（骨髄移植・末梢血幹細胞移植・臍帯血移植）から適切な移植術を選択し実施できる医療体制の整備や、治療成績の向上を図るとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤（バンク）の安定的な運営を支援する。

④ 骨髄移植対策事業費（骨髄バンク運営費） 461百万円（456百万円）

骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者（骨髄バンク）の安定的な運営を引き続き支援するとともに、ドナー勤務先及びドナー家族が骨髄等移植に対する理解を深め、仕事の都合がつかない等が理由でコーディネート終了となる者の割合を下げるにより、コーディネート期間を短縮させるための取組を実施する。

また、骨髄バンクドナーの高齢化が進んでいることから、実際にドナーとなりうる可能性が高い若年層をターゲットにした取組の充実等を図る。

④ 造血幹細胞移植医療体制整備事業 255百万円（242百万円）

造血幹細胞移植推進拠点病院において、各地域の診療所をはじめとした医療機関との連携強化を図り、移植後患者のQOL向上のための長期フォローアップ体制の構築を進める。

④ さい帯血移植対策事業費（さい帯血バンク運営費） 585百万円（582百万円）

臍帯血供給事業者（さい帯血バンク）の安定的な運営を引き続き支援するとともに、臍帯血の採取時における技術を向上させるため、研修体制の強化を図る。

造血幹細胞移植関連情報システム一元化経費 286百万円（293百万円）

骨髄・末梢血幹細胞移植、臍帯血移植ごとに管理されている造血幹細胞移植関連情報について、一元的に管理するとともに、臍帯血移植時のコーディネート進捗状況を把握・管理するシステムなどを構築し、移植医療のICT化を推進する。

骨髄データバンク登録費 615百万円（597百万円）

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA（白血球の型）の検査及びデータ登録等に要する経費。

造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業 65百万円（65百万円）

患者の治療内容やドナーの健康情報等を収集・分析し、プライバシーに十分配慮した上で、医療機関・研究者等に提供することで、治療成績や安全性の向上につなげていく体制の整備を行う。

造血幹細胞提供支援機関業務経費**28百万円（27百万円）**

骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん機関及び臍帯血供給事業者に対する支援を行う支援機関（日本赤十字社）の安定的な運営を引き続き支援する。

※造血幹細胞移植関連情報システムの一元化経費は別掲。

末梢血幹細胞採取体制の整備**メニュー予算**

造血幹細胞数測定装置の整備に対する補助（定額）を行い、末梢血幹細胞採取認定施設の拡大を図る。

臓器移植対策の推進**6.4億円（6.2億円）**

- 臓器移植を推進するため、若年層への普及啓発を推進するための取組実施を充実させ、脳死判定を行う医療施設の体制構築の支援を強化するとともに、適正なあっせん体制を整備するための取組を行う。

臓器移植対策事業費（日本臓器移植ネットワーク運営費）**613百万円（600百万円）**

公平かつ適正なあっせんを行うため、臓器のあっせん業務を行う際の中心的役割を果たす臓器移植コーディネーターの確保とともに、資質の向上のための研修の実施、地域におけるあっせん体制の整備など、臓器移植ネットワークの体制整備を図る。

- ・改 医療施設の院内体制整備の推進 **160百万円**
臓器提供ができる医療施設を増やし、国民一人ひとりの「臓器を提供したい」意思が尊重される体制の整備を進めるため、5類型施設（救急医療等の医療分野において、高度の医療を行うことができる施設）の院内体制整備を推進する。
- ・新 若年層への普及啓発支援体制の充実 **1百万円**
臓器移植を授業等で取り上げたいが、内容が難しいと考えている教員等を対象にセミナーを実施し、教員等の理解を深めることで、若年層への普及啓発支援体制の充実を図る。
- ・新 情報システムの専門家の設置 **16百万円**
情報システムに対する必要かつ十分な知見を有する者を配置し、公平かつ適切なあっせんをするための情報関係部門の体制の強化を図る。

普及啓発事業費**24百万円（24百万円）**

臓器提供に係る意思表示が可能となる15歳を対象とした中学3年生向け啓発冊子の作成・配布のほか、脳死下での臓器提供事例の検証のために必要な経費を確保すること等により、国民の移植医療への理解や意思表示の必要性について啓発を図る。

移植医療研究の推進**1.2億円（1.2億円）**

- 臓器移植・組織移植・造血幹細胞移植のそれぞれについて、社会的基盤に関する研究及び成績向上に関する研究を推進する。【一部推進枠】
※厚生労働科学研究費、医療研究開発推進事業費（大臣官房厚生科学課計上分）

【ご質問等の問い合わせ先】

厚生労働省移植医療対策推進室 林、櫻田

電話番号：03-3595-2256

都道府県別の腎臓提供件数と移植件数／移植希望登録者数

都道府県	提供件数	移植件数	移植希望登録者数	移植希望登録者全体に占める割合
	平成18年～平成29年 までの合計数		平成29年末現在	
北海道	74	130	549	4.4%
青森	7	10	95	0.8%
岩手	4	9	93	0.7%
宮城	10	30	132	1.1%
秋田	3	7	46	0.4%
山形	5	6	76	0.6%
福島	10	13	158	1.3%
茨城	16	31	297	2.4%
栃木	14	24	184	1.5%
群馬	21	28	185	1.5%
埼玉	36	52	708	5.7%
千葉	37	84	586	4.7%
東京	141	337	1,503	12.1%
神奈川	80	117	995	8.0%
新潟	47	64	212	1.7%
富山	14	21	146	1.2%
石川	14	21	111	0.9%
福井	12	5	52	0.4%
山梨	4	1	79	0.6%
長野	14	16	145	1.2%
岐阜	15	25	240	1.9%
静岡	52	87	355	2.9%
愛知	114	273	1,238	9.9%
三重	11	17	202	1.6%
滋賀	12	10	64	0.5%
京都	13	37	224	1.8%
大阪	52	129	683	5.5%
兵庫	58	120	562	4.5%
奈良	10	14	157	1.3%
和歌山	25	23	98	0.8%
鳥取	4	5	27	0.2%
島根	4	5	41	0.3%
岡山	13	36	216	1.7%
広島	21	42	276	2.2%
山口	12	14	116	0.9%
徳島	8	11	89	0.7%
香川	20	34	145	1.2%
愛媛	7	14	116	0.9%
高知	9	8	57	0.5%
福岡	70	150	454	3.6%
佐賀	7	3	43	0.3%
長崎	29	42	146	1.2%
熊本	5	19	150	1.2%
大分	8	11	45	0.4%
宮崎	10	10	67	0.5%
鹿児島	10	10	77	0.6%
沖縄	26	65	209	1.7%
合計	1,188	2,220	12,449	

アイバンク別の献眼者数、利用眼数、待機患者数

アイバンク名	献眼者数		利用眼数		待機患者数 (H29.12)
	H27年度	H28年度	H27年度	H28年度	
(一財)北海道眼科銀行	2	5	5	8	5
特定非営利法人旭川医大アイバンク	12	5	33	25	6
(公財)弘前大学アイバンク	3	4	6	7	27
岩手医科大学眼科銀行	16	9	25	18	29
(公財)東北大学アイバンク	6	10	9	16	77
(公財)あきた移植医療協会	2	3	4	5	1
(公財)山形県アイバンク	2	2	5	6	13
(公財)福島県アイバンク	7	5	10	10	58
(公財)茨城県アイバンク	20	27	34	30	21
(公財)栃木県アイバンク	24	19	11	13	18
(公財)群馬県アイバンク	22	19	16	20	11
(公財)埼玉県腎・アイバンク協会	8	15	14	23	25
(公財)千葉県アイバンク協会	2	6	6	10	6
角膜センター・アイバンク	29	25	54	45	60
順天堂大学アイバンク	3	4	6	8	36
慶応大学眼科銀行	12	17	25	30	69
(社福)読売光と愛の事業団眼科銀行	7	10	12	20	17
杏林アイバンク	0	0	0	0	12
(公財)かながわ健康財団 腎・アイバンク推進本部	49	56	105	97	53
(公財)山梨県アイバンク	3	3	4	4	15
(公財)長野県アイバンク・臓器移植推進協会	14	18	28	32	11
(公財)新潟県臓器移植推進財団	10	8	15	9	39
(公財)富山県アイバンク	26	30	48	61	14
(公財)石川県アイバンク	9	6	20	13	12
(公財)福井県アイバンク	26	24	46	43	3
(公財)岐阜県腎・アイバンク協会	11	9	15	13	1
(公財)静岡県アイバンク	116	106	194	163	68
(公財)愛知県眼衛生協会	158	133	216	218	131
(公財)三重県角膜・腎臓バンク協会	3	1	4	1	14
(公財)滋賀県健康づくり財団 腎・アイバンクセンター	7	3	10	4	0
京都府立医科大学附属病院眼科銀行	11	11	11	14	26
(公財)体質研究会アイバンク	3	5	5	9	7
(公財)大阪アイバンク	34	26	54	44	39
(一財)奈良県アイバンク	6	8	10	8	35
(公財)和歌山県角膜・腎臓移植推進協会	2	2	4	4	5
(公財)兵庫アイバンク	16	14	29	26	169
(公財)鳥取県臓器バンク	0	4	0	8	29
(公財)鳥取県病研究所しまねまごころバンク	7	4	8	9	8
(公財)岡山県アイバンク	6	10	9	13	17
(公財)ひろしまドナーバンク	24	27	45	53	61
(公財)やまぐち角膜・腎臓等複合バンク	28	20	48	29	11
(公財)徳島アイバンク	0	2	20	11	9
(公財)香川県眼科銀行	1	2	2	2	44
(公財)愛媛アイバンク	4	4	11	5	15
特定非営利法人高知アイバンク	2	2	3	3	45
(公財)福岡県医師会眼科銀行	9	6	15	11	64
久留米大学眼科銀行	5	4	10	9	24
(公財)佐賀県アイバンク協会	5	4	7	6	1
(公財)長崎アイバンク	52	62	47	63	98
(公財)熊本県角膜・腎臓バンク協会	13	11	20	11	133
(公財)大分県アイバンク協会	6	1	10	2	14
(公財)宮崎県アイバンク協会	2	11	2	11	41
(公財)鹿児島県角膜・腎臓バンク協会	4	1	7	3	0
(公財)沖縄県アイバンク協会	8	7	10	10	42
計	857	830	1,367	1,316	1,789

事務連絡
平成 29 年 9 月 15 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室長

マイナンバーカードの臓器提供意思表示欄の周知及びリーフレットの配布について

日頃より臓器移植対策の推進に御尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

このたび、マイナンバーカードの臓器提供意思表示欄の周知につきまして、総務省自治行政局住民制度課長宛に別添の事務連絡を发出了したので、お知らせ致します。なお、各市区町村の社会保障税番号担当部（局）には総務省経由で周知が予定されているところです。

また、別添の事務連絡中、「1 リーフレットの配布」によりマイナンバーカードの交付時にリーフレットの配布を依頼していることから、各市区町村における過去のマイナンバーカード交付枚数に基づき、（公社）日本臓器移植ネットワークより、各市区町村の社会保障税番号担当部（局）へリーフレットを 10 月末頃発送する予定ですので、貴殿におかれましては、管内の市区町村衛生主管部（局）に情報提供していただきますよう、お願い申し上げます。

なお、発送に関する照会は（公社）日本臓器移植ネットワークまでお願いいたします。

照会先・回答先

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室臓器移植係
栢沼（かやぬま）・後藤

TEL 03-3595-2256

発送に関する照会先

（公社）日本臓器移植ネットワーク
広報・啓発事業部 広報・啓発グループ

TEL 03-5446-8802

FAX 03-5446-8818

(別 添)

事 務 連 絡
平成29年9月1日

警察庁交通局運転免許課長 殿
総務省自治行政局住民制度課長 殿
厚生労働省保険局保険課長 殿
厚生労働省保険局国民健康保険課長 殿
厚生労働省保険局高齢者医療課長 殿

厚生労働省健康局難病対策課
移植医療対策推進室長

運転免許証、マイナンバーカード及び医療保険被保険者証の
臓器提供意思表示欄の周知について（協力依頼）

臓器移植医療対策の推進につきましては、平素から御理解御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）におきましては、平成21年の改正により、国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、臓器を提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとすることとされたところです。これに基づき、運転免許証、マイナンバーカード及び医療保険被保険者証に臓器提供意思表示欄が設けられ、交付の機会等を利用した周知等を行っていただいているところですが、下記により臓器移植医療に関する普及啓発について一層の御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 リーフレットの配布

運転免許証、マイナンバーカード及び医療保険被保険者証の交付等の際には、厚生労働省及び公益社団法人日本臓器移植ネットワーク作成のリーフレット (<http://www.jotnw.or.jp/jotnw/pdf/material03leef.pdf>) を配布すること。

2 リーフレット配布時の対応

リーフレットを配布する際には、「臓器提供に関する意思表示欄があります。内容はいつでも変更や取り消すことができます。ご家族ともよく相談した上で、意思表示をして下さい。詳細については、配布したリーフレットをよく読んでください。」などの説明等を行い、注意喚起すること。

都道府県別ドナ一登録会開催状況等

		登録会開催回数						登録者数						合計	
		献血併行登録会		単回登録会		合計		献血併行登録会		単回登録会		保健所(認定)登録			
		H28年	H29年	H28年	H29年	H28年	H29年	H28年	H29年	H28年	H29年	H28年	H29年	H28年	H29年
北海道・東北	北海道	35	90	0	0	35	90	373	537	0	0	12	3	385	540
	青森県	161	231	0	0	161	231	813	827	0	0	0	0	813	827
	岩手県	3	14	0	0	3	14	75	92	0	0	5	8	80	100
	宮城県	200	181	1	0	201	181	534	487	0	0	5	7	539	474
	秋田県	0	6	0	0	0	6	26	23	0	0	1	4	27	27
	山形県	47	38	0	0	47	38	608	568	0	0	0	0	608	568
関東甲信越	福島県	14	12	0	0	14	12	477	470	0	0	0	0	477	470
	茨城県	63	68	0	0	63	68	228	235	0	0	0	0	228	235
	栃木県	200	301	0	0	200	301	1,936	2,373	0	0	3	18	1,939	2,389
	群馬県	100	82	0	0	100	82	394	323	0	0	1	0	395	323
	埼玉県	89	294	0	0	89	224	450	883	0	0	0	0	450	553
	千葉県	183	226	0	0	183	226	651	873	0	0	11	11	662	884
	東京都	263	268	1	1	264	268	1,670	1,664	30	31	1	5	1,701	1,700
	神奈川県	58	84	5	1	63	95	354	729	28	17	6	8	388	754
	山梨県	8	8	0	0	8	8	56	73	0	0	2	1	58	74
	長野県	20	46	0	0	20	46	153	207	0	0	19	27	172	294
東海北陸	新潟県	28	30	5	2	33	41	157	184	19	28	2	14	178	206
	富山県	30	2	1	0	31	2	182	114	36	47	3	0	221	161
	石川県	66	51	0	0	66	51	58	137	0	0	2	0	60	143
	福井県	0	8	1	0	1	8	41	38	14	0	6	7	61	45
	岐阜県	12	10	0	1	12	11	143	212	0	30	1	1	144	243
	静岡県	71	75	0	0	71	75	302	310	0	0	17	8	319	318
	愛知県	164	147	1	0	165	147	366	388	15	0	18	14	389	370
近畿	三重県	31	37	2	1	33	38	161	145	9	12	4	2	174	158
	滋賀県	97	128	0	0	97	128	605	762	0	0	7	8	612	788
	京都府	550	482	0	0	550	482	1,183	884	0	0	0	0	1,183	984
	大阪府	150	194	0	0	150	194	979	1,718	0	0	4	11	983	1,726
	兵庫県	146	148	0	0	146	148	977	1,158	2	0	0	0	979	1,158
中国	奈良県	27	70	0	0	27	70	211	318	0	0	3	1	214	319
	和歌山県	78	107	0	0	78	107	501	682	0	0	5	4	506	686
	鳥取県	18	18	0	1	18	19	78	81	0	0	0	1	78	82
	島根県	47	88	7	3	54	82	316	411	84	7	5	5	405	423
	岡山県	43	53	1	0	44	53	517	621	0	0	5	4	522	625
四国	広島県	38	44	0	2	38	46	355	384	19	38	0	0	374	432
	山口県	0	3	0	0	0	3	99	122	43	31	12	10	154	163
	徳島県	20	28	0	0	20	28	55	104	0	8	2	2	57	112
	香川県	106	108	0	0	106	108	349	308	3	0	3	5	355	313
九州	愛媛県	8	89	0	0	8	89	261	253	28	28	2	7	389	388
	高知県	40	43	0	0	40	49	153	208	125	110	0	0	278	318
	福岡県	228	219	3	3	229	222	932	799	35	30	4	1	971	797
	佐賀県	80	86	0	0	80	86	294	189	0	0	4	4	298	189
	長崎県	161	184	0	0	161	184	461	288	9	7	5	4	475	288
	熊本県	89	91	0	0	89	91	455	458	1	0	2	4	458	460
	大分県	92	95	0	0	92	95	263	306	0	0	7	7	270	315
九州	宮崎県	74	72	2	1	76	73	251	228	24	6	6	19	281	255
	鹿児島県	39	42	0	1	39	43	119	157	0	17	10	8	129	182
	沖縄県	181	140	0	1	181	141	1,894	1,510	0	28	2	4	1,896	1,542
合計	4,156	4,717	30	24	4,186	4,741	21,618	23,840	522	475	207	248	22,345	24,384	